

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第二編 治安対策

第一章 破壊活動防止法の制定

法案の作成

昨年、国家公安保障法案として出発した治安立法の構想は昨年末九章一〇三条におよぶ団体等規制法案に発展したが、大橋法務総裁の下で作成されたそれらいわゆる大橋案は、世論の強い反対にあい、また自由党内部でも異論があったため、本年に入ってから、木村新法務総裁のもとで独自の構想により練りなおされた。

自由党では一月一日の常任総務会、治安問題調査会の連合審査会に木村法務総裁を招き、団体等規正法案を検討したが、就職禁止規定の削除、特審局拡大強化の取りやめ等を決定した。

二月八日には次のような木村構想が自由党に伝えられた。

- 一、法務府の外局として治安維持に必要な特殊犯罪を処理する公安庁(仮称)を設置する。
- 二、警察予備隊など防衛機関を担当する保安庁(仮称)を独自の機能を持たせてこれも法務府の外局として新設する。
- 三、一般の行政、司法警察は国家公安委員会を廃止して地方に移管する。

これに対して自由党では

- (1)情報警察を司る公安庁と検察庁とを法務府が一手に握ることは「警察国家」の印象を内外に与える。
- (2)一般行政、司法警察をすべて地方に移管することは全国的な犯罪などの処理に支障を来す。

として強く反対したが、二月一四日には法務府から次のような木村案が発表された。

- 一、暴力主義的破壊活動の概念を明確に定め、一般に言論・出版などに対し行き過ぎの制限であるとの感じを与えぬようにする。
- 一、破壊団体に対する行政処分は必要最小限度に止め、とくに思想、言論の統制に陥らぬようにする。行政処分の種類は次の通りとする。

- (1)破壊活動の地盤となる集会、集団行進の禁止。(2)破壊活動の基盤となる機関誌紙の発行停止。(3)破壊活動に関係した役職員などの当該役職からの排除。(4)団体の解散。

- 一、罰則は刑法との重複を避け必要最小限度に止める。
- 一、行政処分に対する救済方法は一般の行政訴訟による。

右の構想のもとに治安立法は「特別保安法案」の名称のもとに成文化がいそがれたが、法務府では三月下旬「破壊活動防止法案」としてその最終案を決定、「公安審査委員会設置法」「公安調査庁

設置法」の案文とともに、次のような要綱および木村法務総裁談を発表した。

(破壊活動防止法案要綱)

暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、かかる破壊活動に関する刑罰規定を補整するため、破壊活動防止法を制定し、左の事項をこれに規定するものとする。

一、暴力主義的破壊活動の観念を明確に定めること。これがため、その基本観念を刑法の内乱、ソウジョウ、殺人等の条項に求めるとともに、その教唆、煽動等の危険な行為を採り入れ補整するものとする。

二、団体とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体または連合体とすること。

三、団体の規制の条件は、暴力主義的破壊活動を行った団体が将来さらに暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足る十分な理由があるときに限るものとする。

四、規制の種類は、六ヶ月をこえない期間を定め集団運動及び機関紙誌の発行停止、特定役職員の団体活動の禁止等の制限処分と団体の解散とすること。

五、制限処分または解散処分を受けた当該団体の役職員または構成員はその制限処分に違反すること、または団体のためにする活動をなすことを禁止するものとするともに、これらの脱法行為も禁止するものとする。

六、解散団体は、その解散の処分が確定した場合には、すみやかに財産を整理し、公安調査庁長官に届け出るものとする。

七、団体の規制処分は、公安調査庁長官の請求によって公安調査委員会において行うものとする。

八、公安調査庁長官は、団体の処分を請求するに当っては、あらかじめ当該団体に十分な意見弁解を聴く機会を与えなければならないものとする。この審理に当っては、当該団体に代理人の選任、証拠の提出を認め、特定範囲の者に限って傍聴せしめるものとする。

九、審理に当る公安調査庁の職員は調書を作り、当該団体の請求があればこの調書及び証拠書類の謄本を交付するものとする。

十、公安調査庁長官は、処分の請求をしないものとしたときは、その旨を当該団体に通知するものとする。

十一、(略)

十二、処分請求書は、その謄本を当該団体に送付するものとし、当該団体は、これに対し意見書を公安審査委員会に提出し得るものとする。

十三、公安審査委員会は、提出された処分請求書、意見書、証拠等を審査して、請求が理由ありや否やを決定するものとする。

十四、決定は、文書によって行い当事者に通知し、官報に公示するものとする。

十五、処分の決定は官報に公示した時に効力を発生するものとする。この決定に対しては、三審の行政訴訟を提起し得るものとする。

十六、公安調査官の調書はすべて任意のものし、強制調査権は、認めないこととし、ただ公安調査庁長官にのみ、関係人の出頭要求、書類の提出当につき間接強制を認めること。公安調査庁と警察との協力につき規定を設けるとともに、公安調査官の関係機関の有する書類の閲覧、物件の領置等に関する所要の規定を設けること。

十七、委員会の決定が裁判所で取り消された場合は、官報で公示し、また団体規制の状況を、年一回、国会に報告すること。

十八、暴力主義的破壊活動につき刑法との重複を避け、必要な罰則を補整するとともに、この法律による行政処分の違反について罰則を設けること。

十九、(略)

(公安審査委員会設置法案要綱)

一、公安審査委員会は法務府の外局として設けるものとする。

二、(略)

三、委員会の委員長及び委員は独立して、その職務を行うものとする。

四、委員会は委員長及び委員四人をもって組織するものとする。

五、委員長及び委員は法務総裁が両議院の同意を得て任命するものとし、任命、資格要件及び罷免について所要の規定を設けること。

六、委員長及び委員の任期は、四年としその身分を保障すること。

七、(略)

八、委員会に委員補佐を置き、委員長が任命するものとする。

九、委員長委員及び委員補佐はいずれも非常勤とすること。

十、委員会の規則制定権を規定すること。

十一、十二、(略)

(公安調査庁設置法案要綱)

一、公安調査庁は、法務府の外局として設けるものとする。

二、(略)

三、公安調査庁に内部部局として、総務、調査第一及び調査第二部の三部を置き、特別の職として次長を置き、各部の所掌事務を規定すること。

四、公安調査庁の附属機関として公安調査庁研修所を設けること。

五、公安調査庁に地方支部局として、公安調査局(八カ所)と、地方公安調査局(四二カ所)を設置するものとする。

六、公安調査庁の調査に従事する職員は、公安調査官とし、必要な地に駐在勤務せしめるとともに、管轄区域外において職務の執行をなし得るものとする。

七、(略)

(木村法務総裁談)

最終案を完成するに当っては、特に次の四点を基本の方針とした。

(1)法案の焦点を、専ら団体組織により国家社会の基本的秩序を破壊する暴力主義的活動の取締におくことを明確化すること。

(2)言論、集会、結社等の一般的取締法とならないことは固より特に労働組合や報道、通信及び各種研究機関の通常の活動を取締の対象としたり、またこれを制限したりすることは、絶対ないよう十分な考慮を払うこと。

(3)破壊的団体に対する規制の手続は、公正であるとともに有効に動き得るものであること。

(4)各規定は、実体及び手続にわたりいずれも厳に合憲的であり、かつその精神に則るものであること。

この案は、今日の憲法の下、現下の事態に対処して、公共の安全の保持に資する必要最小限のものであって、行過ぎた点の如きは絶対ないものと確信している。(以下略)

かくして昨年春以来立案されてきた治安立法は四回にわたって名称が変わり、条文の書きかえは二三次に及んだが、昨秋大橋法務総裁が発表した団体等規制法案要綱の重要規定、すなわち、団体の届出制度、就職制限制度、防諜規定、非常拘禁制度、解散団体の財産没収、強制調査権などの規定は行きすぎとしてすべて除かれたわけである。

同法案は三月二八日の閣議で決定したが、同法反対の労闘ストライキ(労働法改悪反対闘争委員会)にあい、次のように一部修正の上、四月一七日衆議院に提出された。

(1)この法律の目的が「団体として」の活動にあることを明記する。

(2)「この法律による規制および規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあってはならない」という規定をつけ加える。

(3)行政処分に対する訴訟は、百日以内に裁判するように努めなければいけないことにする。
(4)公安調査庁長官の強制調査権をとりやめる。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
